

富岡市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）間及び議員と市職員（地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員(議員を除く。)を含む。以下「職員」という。）との間におけるハラスメントを防止し、根絶を図るための措置を講じ、もってより一層市民に信頼される議会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める行為を総称したものをいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務上の地位等の優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超え、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与え、人格又は尊厳を害し、又は職務環境を悪化させる行為
- (2) モラル・ハラスメント 道徳や倫理から外れた言動や態度により、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与え、人格又は尊厳を害し、又は職務環境を悪化させる行為
- (3) セクシャル・ハラスメント 性的な言動により、相手方に不快感を与え、職務環境を悪化させる行為
- (4) マタニティ・ハラスメント 次に掲げる事由に関する言動により、相手方の職務環境を悪化させる行為
 - ア 妊娠又は出産に関すること。
 - イ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務できないこと、若しくは勤務能率が低下したこと。
 - ウ 不妊治療を受けること。
 - エ 妊娠、出産又は育児に関する制度若しくは措置の利用に関すること。
- (5) ソーシャルメディア・ハラスメント SNSその他のインターネットを利用した投稿又は書込み等が、次に掲げる行為に該当するもの
 - ア 相手方の人権を侵害すること。
 - イ 精神的苦痛を与えること。
 - ウ 人格又は尊厳を害すること。
 - エ その他職務環境を悪化させること。
- (6) その他のあらゆるハラスメント 前各号に掲げるもののほか、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超える誹謗、中傷、風評等により、相手方の人権を侵害し、又は職務環境を悪化させる行為

(議長の責務)

第3条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員によるハラスメントに関する相談又は申出があったときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、市民の代表者として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること並びに職員の労働意欲を低下させ、勤務能率の発揮を妨げるものであることを認識し、防止及び根絶に努めなければならない。

- 2 議員は、自らの行為がハラスメントに該当する疑いがあると他の者から指摘されたときは、誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

(調査及び研修等)

第5条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、議員に対し必要な研修等を行わなければならない。

(事実関係の把握等)

第6条 議長は、職員若しくは市長等（市長その他の執行機関の長をいう。）又は議員からハラスメントに関する相談又は申出があったときは、その事実関係を把握するため、速やかに関係者に対する調査及び確認（以下「調査等」という。）を行うものとする。

- 2 議長は、ハラスメントに関する事実関係の調査等を行うため、議員で組織するハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を設置することができる。ただし、当該ハラスメントの調査等の対象となった議員は、審査会の構成員となることができない。

- 3 議長は、審査会において結論に至らない場合には、専門的知識及び経験を有する者により構成される第三者委員会を設置することができる。

(ハラスメントに対する措置)

第7条 議長は、前条の調査等の結果、議員によるハラスメントがあったと認められる場合は、当該議員に対し、指導、助言、注意、必要に応じて氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。

(被害者等のプライバシーの保護)

第8条 議員は、ハラスメントに係る当事者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退任後においても同様とする。

(議長の職務代行)

第9条 議長が第6条の調査等の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に対象となったときは議会運営委員会の委員長が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。